

平成29年度相馬市一般会計予算、 相馬市バスターミナル条例の制定についてなど35議案を議決

平成29年第1回3月定例会は、2月27日から3月21日までの23日間の会期で行われ、市長提案の35議案を議決しました。定例会の日程と議案、議決結果などは3～6ページの表1、表2のとおりです。
ここでは、主な議案の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

可決
平成29年度一般会計予算は196億700万円
市民プール管理運営経費、
水産物等直売施設整備事業委託料など
【議案第27号】

について詳細を問う。

問 主な審議内容は以下のとおりです。

費用 現市民プールの解体等の費用として、8、973万5、000円が計上されています。

◎委員会審査
新市民プールの管理

◎委員会審査
水産物等直売施設の整備



平成29年度から解体が始まる現市民プール（中村字北町地内）

答 スポーツアカデミー相馬に業務委託を考えている。監視体制については5名体制で行っている。

水産物等直売施設の整備委託料
水産物直売施設整備の実施設計と調査業務の委託料として、1、845万3、000円が計上されています。

◎委員会審査

問 水産物等直売施設の構想を問う。
答 2階に展望レストラ

ン、1階に安価な魚やお土産が買えるコーナーなどを常設するという検討結果が出ている。なお、建設場所については、港湾施設内の旧ポートセンター跡地を考慮しており、県港湾建設事務所等と協議中である。

旧庁舎の解体工事に伴う実施設計の委託料

旧庁舎解体事業における実施設計の修正を行うための委託料として、184万7、000円が計上されています。

◎委員会審査

問 事業の詳細を問う。
答 旧庁舎解体の実施設計は平成25年に行ってい

松川浦大橋のライトアップを実施

海水浴場周辺へのトイレやシャワーの設置、松川浦大橋のライトアップにかかる電気代等の費用として、290万7、000円が計上されています。

◎委員会審査

問 松川浦大橋のライトアップの実施時期を問う。
答 平成29年度について



4月15日よりライトアップが開始された松川浦大橋

は、通年実施することで協議をしている。松川浦大橋を4月以降に漁業、工事関係者等が通行できるように県で協議を進めているので、その時期に合わせ、ライトアップを開始していきたい。

公共交通機関の拠点 相馬市バスターミナル条例の制定

【議案第1号】

常磐自動車道、相馬福島道路の公共交通ルート

◎委員会審査

の拠点として、利用者の利便性向上を図るために整備を進めているバスターミナルについて、4月1日から相馬市バスターミナルとして供用開始するため、その目的、利用方法についての条例を制定します。



4月1日より供用が開始されたバスターミナル（山上字山岸地内）

表1 3月定例会の会期日程

日次	日付	会議	内容
1	2月27日(月)	本会議	議案の提案と説明など
2	28日(火)	休会	議会運営委員会
3	3月1日(水)	休会	議案調査
4	2日(木)	本会議	一般質問(1日目)
5	3日(金)	本会議	一般質問(2日目)
6	4日(土)	休会	
7	5日(日)	休会	
8	6日(月)	委員会	各常任委員会・分科会
9	7日(火)	委員会	各常任委員会・分科会
10	8日(水)	委員会	各常任委員会・分科会
11	9日(木)	休会	事務整理
12	10日(金)	休会	事務整理
13	11日(土)	休会	
14	12日(日)	休会	
15	13日(月)	休会	事務整理
16	14日(火)	委員会	予算決算常任委員会
17	15日(水)	休会	事務整理
18	16日(木)	休会	議会運営委員会
19	17日(金)	休会	事務整理
20	18日(土)	休会	
21	19日(日)	休会	
22	20日(月)	休会	
23	21日(火)	本会議	議案の採決など

産業廃棄物埋立処分場の 長期的な維持管理費用を積み立て

【議案第2号】

廃棄物処理法により最終処分場の設置者は埋立

施行されています。

◎委員会審査

て完了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中にあらかじめ積み立てることが義務付けられており、埋立処分手数料の一部を基金として積み立てるために条例を制定します。

◎委員会審査

問 積み立てられた基金の用途について問う。
答 使い道について限定はないが、この基金の目的は産業廃棄物の将来的メンテナンス料金を積み立てることが最優先とな



産業廃棄物埋立処分場（光陽地内）

ることから、現時点ではこの運用以外に使い道はないと考えている。

新しい市民 プールが完成

【議案第9号】

新しい市民プールが桜ヶ丘地内に完成（3月22日）したこと、相馬市民プールの位置、使用料及び附属設備使用料を改正します。

本条例は、新しい市民プールのオープン日である5月21日から施行します。



3月22日に落成式を迎えた新しい市民プール

地域の子育て環境の充実を
西部子ども公民館を設置

【議案第5号】



西部子ども公民館落成式にて祝辞を述べる植村議長（4月5日）

地域住民の新たなコミュニティ形成に寄与するとともに、児童に学習の場を提供し、子育て環境の充実を図るため、相馬市西部子ども公民館を設置します。（所在地Ⅱ黒木字町67番地の1）。条例は、4月1日から施行されています。



完成した施設を確認して回る文教厚生常任委員ら

原子力損害賠償紛争解決センターへ
和解の仲介の申し立て

【議案第11号】



◎委員会審査

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、相馬市が支出を余儀なくされた費用について、同社に支払いを求めたものです。
同社が相馬市に対していまだに支払いを行っていない金額について、原子力損害賠償紛争解決センター（※1）に和解の申立てを行うものです。本申立ては相馬市顧問弁護士に委任します。

※1 原子力損害賠償に関する法律に基づき、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置された裁判外の紛争解決手続を行う機関。

問 県内における自治体の和解の申し立て状況を問う。
答 県内の申し立ては、福島市においては、上水道事業について和解を申し立て、申し立て額に対して88・8%の割合で和解したと聞いている。

相馬市地方広域市町村圏組合においては、一般会計と看護学校の特別会計について、人件費やサーバー、プリンターの購入費等を請求し、申し立て額に対して97・9%の割合で和解している。

市の一般会計について申し立てたのは相馬市が最初であると考えている。

年度	請求額	支払い済み額	未払い額
平成23年	51,045,302円	26,303,220円	24,742,082円
平成24年	150,239,420円	12,918,787円	137,320,633円
平成25年	84,775,862円	19,805,284円	64,970,578円
平成26年	47,707,419円	7,303,798円	40,403,621円

年度別原子力災害賠償請求未払い額一覧表

その他の議案

議案番号で掲載していません。件名や議決結果などは、表2をご覧ください。

【議案第3号】

防災集団移転促進事業に伴い、進めてきた各住宅団地内集会所整備が完了したこと、刈敷田南集会所、北高野集会所、南ノ入集会所、鷲山集会所の4集会所を追加するため、条例の一部を改正します。

【議案第4号】

平成29年3月31日までとなっていた原子力発電所事故による警戒区域等からの転入者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免について、緊急時避難準備区域等が解除された区域から転入した上位所得層を除き、国の財政支援措置が平成30

年3月31日まで延長されることから、その減免期間を同日まで延長します。
【議案第6号】
発達障がい児等相談支援事業における「巡回相談支援員」を非常勤の特別職に加えるため、条例を改正します。



【議案第7号】
介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得を控除した額を用いた平成29年度の保険料率の特例を設けるため、条例を改正します。

【議案第8号】
一般市営住宅24戸（山越団地6戸、長谷堂団地16戸、細田団地2戸）を老朽化により解体したことに伴い、戸数に変更が生じたため、条例を改正します。
【議案第10号】
公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動費用に関する公費負担の

限度額が引き上げられたため、条例を改正します。
【議案第12号】
次のとおり各施設の指定管理者を指定します。
（一）は指定された管理者です。
（二）は指定された管理者です。

- （一）川原町児童センター（社会福祉法人 報徳会）
- （二）水産業共同利用施設（相馬双葉漁業協同組合）
- （三）道の駅そうま体験学習館（特定非営利活動法人 ライフネットそうま）
- （四）光陽ソフトボール場（特定非営利活動法人 オール相馬軍ソフトボール倶楽部）
- （五）東部子ども公民館（社会福祉法人 報徳会）
- （六）中央児童センター（特定非営利活動法人 ふれあいサポート館アトリ

表2 3月定例会の審議結果

議案番号	件名	審議結果	付託委員会
1	相馬市バスターミナル条例の制定について	原案可決 全会一致	総務
2	相馬市産業廃棄物埋立処分場維持管理基金条例の制定について	原案可決 全会一致	文教厚生
3	相馬市地区集会所条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致	総務
4	東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致	文教厚生
5	相馬市子ども公民館条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致	文教厚生
6	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致	文教厚生
7	相馬市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致	文教厚生
8	相馬市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致	産業建設
9	相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致	文教厚生
10	相馬市議会議員及び相馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致	総務
11	和解の仲介の申し立てについて	原案可決 全会一致	総務
12	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決 全会一致	文教厚生
13	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決 全会一致	文教厚生
14	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決 全会一致	文教厚生
15	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決 全会一致	産業建設
16	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決 全会一致	産業建設
17	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決 全会一致	文教厚生
18	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決 全会一致	文教厚生
19	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決 全会一致	文教厚生

・光陽サッカー場（NPO法人ドリームサッカー）
 ・復興交流支援センター（NPO法人ドリームサッカー相馬）

【議案第28号〜第33号】
 平成29年度各特別会計予算です。予算額については、下表をご覧ください。



平成29年度相馬市特別会計予算（単位：円）

会 計	予算額
国民健康保険特別会計	4,667,000,000
後期高齢者医療特別会計	397,000,000
介護保険特別会計	3,434,000,000
公共下水道事業特別会計	1,654,000,000
農業集落排水事業特別会計	35,000,000
光陽地区造成事業特別会計	802,000,000

請 願

【議案第34号・第35号】
 政府と関係機関に意見書を提出します。内容は7ページのとおりです。

請願番号で掲載していただきます。件名や議決結果などは表4をご覧ください。

陳 情

【請願第1】
 市議会から関係機関に福島県最低賃金の引き上げなどを求める意見書を提出してほしい。

【陳情第1】
 常に市民が直接市政に参加できる体制として、相馬市住民投票条例の制定を求める。

【陳情第2】
 市議会から関係機関に農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書を提出してほしい。

表2（5ページのつづき）

議案番号	件 名	審議結果	付 託 委員会
20	平成28年度相馬市一般会計補正予算(第5号)	原案可決 全会一致	付託なし
21	平成28年度相馬市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決 全会一致	付託なし
22	平成28年度相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	原案可決 全会一致	付託なし
23	平成28年度相馬市介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決 全会一致	付託なし
24	平成28年度相馬市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決 全会一致	付託なし
25	平成28年度相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決 全会一致	付託なし
26	平成28年度相馬市光陽地区造成事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決 全会一致	付託なし
27	平成29年度相馬市一般会計予算	原案可決 全会一致	予算決算
28	平成29年度相馬市国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致	予算決算
29	平成29年度相馬市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致	予算決算
30	平成29年度相馬市介護保険特別会計予算	原案可決 全会一致	予算決算
31	平成29年度相馬市公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致	予算決算
32	平成29年度相馬市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決 全会一致	予算決算
33	平成29年度相馬市光陽地区造成事業特別会計予算	原案可決 全会一致	予算決算

表3 3月定例会の審議結果（委員会提案）

議案番号	件 名	審議結果	付 託 委員会
34	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	原案可決 全会一致	付託なし
35	農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書	原案可決 全会一致	付託なし

表4 3月定例会の請願審議結果

議案番号	件 名	審議結果	付 託 委員会
1	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願	原案可決 全会一致	産業建設

表5 3月定例会の陳情審議結果

議案番号	件 名	審議結果	付 託 委員会
1	相馬市住民投票条例の制定を求める陳情	不採択 全会一致	総 務
2	農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書提出の陳情	原案可決 全会一致	産業建設

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

（議案第34号）

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされており。

（中略）

最低賃金の引き上げは、全労働者の四割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、二〇一九年十月に予定されている消費税の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金を持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

（中略）

よって、本相馬市議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、左記の事項について強く要望します。

記

一、福島県最低賃金については、政府が掲げる「年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で千円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行うこと。

（中略）

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

（提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 福島労働局長）

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

（議案第35号）

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっております。

（中略）

平成二十五年までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成二十六年からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については10aあたり七千五百円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかも、この制度も平成三十年産米から廃止されようとしています。

（中略）

私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費をつぐなう農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

記

以上の理由により、左記事項の実現について、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

一 農業者戸別所得補償制度を復活させること。

（提出先 衆議院議長 参議院議長）